

各 位

最低制限価格等の改正について

改正理由

資材高騰や、現在の悪化する経済状況を配慮し、緊急経済対策の一環として暫定的に最低制限価格を引き上げます。

改正内容

1 最低制限価格について

最低制限価格を暫定的に引上げます（平均で 2 %程度ですが、個々の工事で差があります）。

対象工事は、一般競争入札、指名競争入札で最低制限価格を設定する全てです。

本改正に合わせて、最低制限価格の上限の 8 5 %制限も見直します（個別設定とします）。

2 最低制限価格変動制について（別紙のとおり）

試行中の最低制限価格変動制の算定基準も改正します。

3 総合評価方式の配点基準価格について

総合評価方式の配点基準価格（最低制限価格に準じた額）も同様に引き上げます。

改正時期

11月11日公告、指名通知案件から適用します。

最低制限価格変動制の対象工事，算定基準の改正内容

- 1 変動制の算定対象から次の合計額未満の入札及び予定価格を超過した入札を外します。
ただし、～ の合計が設計額の85%以上の場合は算定対象に含めます(注1)。

土木，ほ装，造園工事 (注2)	設計額における直接工事費の98%
	” 共通仮設費の98%
	” 現場管理費の60%
	” 一般管理費の35%
建築，電気，管工事	設計額における直接工事費の95%
	” 共通仮設費の95%
	” 現場管理費の60%
	” 一般管理費の35%

- 2 変動割合の設定率は，算定対象入札の平均額の98%にして最低制限価格を算定します。
ただし，予定価格の88%を上限とします。

- 3 適正な施工体制を確保するために工事費内訳書に数値的失格基準を設定します。

入札時に提出いただく工事費内訳書を確認し，次の項目に1つでも該当した場合は落札候補者を失格とし，次順位者を落札候補者とします。	
土木，ほ装，造園工事 (注2)	設計額における直接工事費の98%
	” 共通仮設費の98%
	” 現場管理費の60%
	” 一般管理費の35%
建築，電気，管工事	設計額における直接工事費の95%
	” 共通仮設費の95%
	” 現場管理費の60%
	” 一般管理費の35%

- 4 改正時期 11月11日公告案件から適用します。

(注1) 例：設計額 20,000,000円 ～ の合計額 17,400,000円(87%)の場合
入札額 17,000,000円(85%)以上の入札が変動制の算定対象になります。

(注2) 土木工事には，下水道工事，下水道管更生工事を含みます。